

令和8年度
事業計画



社会福祉法人
八頭町社会福祉協議会

【八頭町社会福祉協議会 経営理念】

みんなで支え合い、安心して暮らせる 福祉のまちづくり

1. 個人の尊厳の保持
2. 住民参加・協働による福祉社会の実現
3. 利用者本位の福祉サービスの提供
4. 地域に根ざした総合的な支援体制の充実
5. 地域福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

【第3次地域福祉活動計画】（第2期八頭町地域福祉推進計画）

—計画期間:令和6度～令和11年度年度—

《基本理念》

みんなで支えあい 誰もが自分らしく
いきいきと幸せに暮らし続けられる 共生のまちづくり

基本方針Ⅰ

持続可能な地域づくりに向けた住民参加・参画の促進

基本方針Ⅱ

多様性の理解に向けた福祉学習の推進と担い手づくり

基本方針Ⅲ

持続可能な地域づくりに向けた新たな社会資源の創出

— 目 次 —

◎ 令和8年度 基本方針	3
重点項目	4
◎ 事業実施計画	
1. 法人運営事業	5
2. 地域福祉活動事業	6
3. 包括的な相談・支援体制の強化	9
4. 資金貸付事業	11
5. 施設管理運営及び指定管理施設の運営	12
6. 介護予防・地域支援事業（町受託事業）	12
7. 介護保険事業の経営安定化と事業展開	13
9. 障がい福祉サービス事業の充実	14
10. 共同募金委員会への協力	14
11. 諸団体への活動支援	15

令和8年度 八頭町社会福祉協議会 事業計画

基本方針

社会全体が目指す福祉ビジョンとして「地域共生社会」の実現が求められている。しかし、少子高齢化、関係性の希薄化が進む中で、つながりの基盤となる地域コミュニティの脆弱が急激に進行しており、地域のつながりづくりや課題を抱える人への支援に加え、コミュニティをいかに維持していくかが今後の大きな課題となっている。

そうした中で、「みんなで支え合い 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らし続けられる 共生のまちづくり」を基本理念とした「第2期八頭町地域福祉推進計画」（計画期間令和6年度～令和11年度）の重点事業について、年度ごとの到達段階の詳細を示したロードマップが令和7年度に決定された。このロードマップに基づき、各地区のまちづくり委員会を起点とした住民主体による福祉活動の支援、地域を担う人材の育成、重層的な支援体制の構築を推進する。

また、令和8年度より、新たな取り組みとして「ひきこもり支援ステーション」の開設を行い、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもりの当事者や家族が孤立せず相談しやすい環境づくりを促進し、居場所づくりと社会参加に向けた支援を行う。

介護保険事業については、利用者の動向と介護事業を取り巻く環境の急激な変化へ対応するために、大幅な機構改革を行い、令和8年度より新たな体制をスタートすることとした。

今後も変化し続けることが予想される地域ニーズや介護保険制度に柔軟に対応し、関係機関との連携を図りながら、利用者本位の質の高いサービス提供と事業の経営安定に向けて、全職員が一丸となって取り組みを推進する。

【 重点項目 】

1 地域福祉の推進

- ① まちづくり委員会活動への伴走支援
- ② 福祉学習の推進
- ③ 各種団体の活動と連携支援

2 包括的な相談・支援体制の強化

- ① 生活困窮者の自立に向けた相談支援の強化
- ② 多機関協働による相談支援体制の推進
- ③ ひきこもり支援ステーションの運営

3 介護保険事業の経営安定化と事業展開

- ① 住み慣れた地域で安心して暮らせるための介護サービスの充実
- ② 事業体制の整備による安定経営

4 法人組織の基盤強化

- ① 法人組織体制の見直しと効率的な運営
- ② 職員の人材育成
- ③ 経営計画の推進と安定的な財政運営

【 事業実施計画 】

1 法人運営事業

(1) 法人組織体制の見直しと効率的な運営（重点項目）

社会福祉協議会は、町内の福祉団体や地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている高い公共性と透明性を備えた組織であり、住民の負託に応える地域福祉を推進することを使命としている。そのため、評議員会・理事会を中心とした社協組織全体でのチェック体制の強化に努め、財務状況や事業内容の積極的な公表等とあわせて、事業運営の透明性を確保する。また、社協会員の加入を維持し、地域福祉事業の自主財源確保に努めるとともに、職員の人材確保と資質向上を進め、社会的課題に対し社協組織の在り方や質が求められる時代に対応しながら法人運営及び事業実施の体制整備に努める。

- ① 理事会の開催 年5回、評議員会の開催 年4回
- ② 監事による監査会の開催 年2回
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催（委員5名） 随時
- ④ 総務委員会、介護保険事業委員会の開催 随時
- ⑤ 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス利用者の意見や要望を汲み取る窓口等を設置し、よりよい福祉サービスの提供に努める。

- ・ 苦情解決第三者委員の設置（委員3名）
- ・ 施設の意見箱の設置
- ・ 福祉サービス苦情解決第三者委員会研修会の開催

- ⑥ 法人会計外部監査 毎月1回、決算監査 年1回

(2) 職員の人材育成（重点項目）

福祉を推進するための職員の資質向上、技術の向上、知識の深化などを促進するため、研修参加や専門的な資格取得を奨励し、福祉事業に意欲的に取り組む人材の育成を図る。

- ・ 職場内学習、研修会の計画的な開催
- ・ 外部研修への参加の促進
- ・ 福祉関係の資格取得の促進
- ・ 職員の社会貢献活動の実施

(3) 広報・啓発活動の推進

社協事業の情報発信と啓発活動を通して、地域福祉への理解を広げ、住民の主体的な福祉活動の活性化、福祉の向上に努める。

- ① 広報誌「社協だより」（年4回）の発行
- ② ホームページの運営による情報発信や法人の運営状況の公開
- ③ 社協会費チラシの配布（7月）

(4) 社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に功績のあった方を表彰し感謝の意を表するとともに、広く住民に福祉のまちづくりの推進に向けた意識の醸成を図る。

(5) 寄附金事業

- ① 弔電事業として、お悔みレタックスを喪主に送る。

(6) 自主財源の確保

地域福祉事業の貴重な財源であることをチラシ等により周知し、確保に努める。

- ① 社協会費（一般・特別）
- ② 寄附金
- ③ 共同募金配分金

(7) 福祉機器・介護用品斡旋事業

地域住民の在宅での生活を支援する事業として、日常生活に必要な介護用品等の貸出・斡旋を行い、在宅福祉サービスの充実を図る。

- ① 福祉機器の貸出（車いす・ポータブルトイレ等）
- ② 介護用品の斡旋

(8) 災害時における支援体制の推進

- ① 鳥取県内社会福祉協議会災害時の相互応援協定に係る被災地職員派遣
- ② 町との災害時協定による、災害ボランティアセンター設置運営
- ③ 災害ボランティアセンター運営に向けた体制の整備

災害発生時に、被災者と被災地を支援しようとするボランティアをコーディネートし、ボランティア活動を円滑に行える仕組みとして、災害ボランティアセンター運営体制を整備する。

(9) 第3次八頭町地域福祉活動計画（第2期八頭町地域福祉推進計画）の推進

八頭町における地域福祉活動を推進するため、地域住民をはじめとする多様な主体が相互に協力して活動・行動するための中核となる「第3次八頭町地域福祉活動計画」の事業進捗を管理し、計画目標に添った推進に向けて活動をする。

- ・ロードマップに基づく事業推進の管理
- ・進捗管理委員会の開催

2 地域福祉活動事業

八頭町地域福祉推進計画の基本理念である「みんなで支えあい 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らし続けられる 共生のまちづくり」をめざし、地域で暮らす子ども・障がい者・高齢者など全ての人々が、地域の資源や人の多様性を活かしながら役割を持ち、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力しあって福祉課題の解決に取り組む「地域共生社会」の実現に向けて推進する。

(1) 小地域福祉活動の促進（重点項目）

① まちづくり委員会活動への支援強化

誰もが参加することができる様々な集いの場づくりを進め、課題を抱えた人・世帯が人と人のつながりの中で支え続けることができる地域づくりを一体的に進める。

- ・まちづくり委員会の活動への伴走支援
- ・地区福祉活動計画の策定に向けた支援

- ・まちづくり委員会の相談機能支援
 - ・健康づくり、介護予防機能の強化
 - ・地区を基盤とした見守りネットワークの推進と福祉関係委員との連携
 - ・まちづくり委員会を対象とした研修の実施
- ② 未設置地区まちづくり委員会の設立支援
- ・国中地区まちづくり委員会の設立支援
- ③ 集落サロン事業
- 集落の公民館等を活用して住民が集い、孤独感の解消や、健康づくり・仲間づくり・生きがい活動の場としてふれあいサロンの立ち上げを促進する。
- ④ 災害時における支え愛地域づくり推進事業
- 地域住民組織または住民組織の連合体が主体となって行う、支え愛マップづくりや地域支え愛会議、避難訓練を通じた、独居、寝たきり及び認知症の高齢者、障がい者等（要支援者）に対する災害時の避難支援体制整備を進める。
- また、災害時の対応を円滑に進めるための平常時の見守り等、災害時の要支援者の避難支援に係る課題解決のための地域づくりを推進する。

(2) 地域福祉関係委員の育成と地域見守りネットワーク（こだまネットワーク）事業の推進

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、住民が主体的に地域の担い手となり、関係団体や関係機関と協力しながら高齢者等を地域で見守る仕組みを推進する。また、その推進のために、地域福祉を担う福祉関係委員等の人材育成を行う。

- ① 地域福祉推進協議会の設置
- 地域ごとに設置し、地域住民の福祉向上を目指し、事業推進に協力するとともに、住民の意見や住民の立場から見た社協事業に助言を行い、地域福祉の推進を図る。
- ② 福祉推進員の委嘱と活動支援
- 集落単位に設置し、近隣の住民の見守りを行い、課題のある人を早期支援につなげる。また、民生児童委員やボランティア、愛の輪協力員、小地域福祉推進組織（まちづくり委員会）と協力して地域の福祉課題を早期発見し、支援につなげる体制を強化する。
- ③ 愛の輪協力員の設置による見守りの推進
- ひとり暮らし高齢者など日常生活に不安を抱える世帯に対して、声かけや見守りによる安否確認を実施するために設置し、地域での見守り体制を強化する。
- ④ 民生児童委員との連携による地区見守りの構築

(3) 広域的な福祉活動の促進

- ① ボランティアセンター事業の推進
- 地域で様々なボランティア活動に携わる人材の発掘を進め、育成研修・養成講座に取り組む。また、広報・啓発活動によるボランティアへの理解の促進、ボランティア活動登録者の増強に取り組み、ボランティアセンターの機能の充実を図る。
- ・ボランティア育成研修の開催
 - ・ボランティア広報誌「やずボラセンだより」の発行
 - ・ボランティアセンター運営委員会の開催

(4) 福祉学習の推進と担い手づくり(重点項目)

児童、生徒、学生のボランティアを積極的に受け入れ、福祉の心を育てる取り組みを進める。

また、地域での共生型交流事業等を通じて地域住民の福祉学習を推進する。

① 福祉教育の推進

- ・福祉教育指定校の設置
- ・福祉教育指定校との意見交換会、担当職員連絡会の開催
- ・生徒への福祉体験学習の実施と学校と連携した福祉学習プログラムの創出

② 福祉学習プラットフォームの推進

世代や性別・障がいの有無などを超えて様々な方が出会い、ともに活動する機会を設けることにより、互いの理解を深め、共に生きる地域社会の実現に向けた福祉意識の醸成と支え合う関係づくりを推進する。

③ 医療・福祉系大学・専門学校の地域実習受入れ

(5) 住民参加による地域福祉事業の充実

① さわやか福祉基金助成事業

鳥取県さわやか福祉基金を活用し、住民参加による在宅福祉サービス事業及び地域活動の推進を図る。

- ・地域共生型の集いの場づくり
- ・ボランティアによる環境整備事業
- ・男性の集いの場

② 共同募金配分金事業を活用した福祉活動事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に共同募金の配分金を活用し事業を推進する。

《老人福祉活動》

- ・長寿お祝い事業
- ・一人暮らし高齢者交流会事業（なかよし会・ぼちぼち会）
- ・生きがい増進事業（男性の集いの場）
- ・老人クラブスポーツ大会助成事業
- ・ふれあいサロン助成事業

《障がい児・者福祉活動》

- ・障がい福祉サービス事業所助成事業
- ・三障がい団体（身体・知的・精神）合同体育大会への支援
- ・心身障がい児（者）里帰り事業の支援
- ・地域共生にじいろフェスタの開催

《児童・青少年福祉活動》

- ・保育園児クリスマスプレゼント事業
- ・保育所・小学校・中学校花苗等生産活動事業
- ・人とのつながりに課題を抱える人の参加の場づくり事業

《母子・父子福祉活動》

- ・連合母子会への助成事業
- ・ひとり親家庭中学生卒業祝い事業

《福祉育成・援助活動》

幅広い世代の活動を通して、支え合う福祉の心を育むとともに、ボランティア活動の活性化・地域での支え合い活動の推進を図り、みんなで安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

- ・福祉イベント開催事業（福祉まつり・かじや温泉まつり）

- ・まちづくり委員会の活動助成事業
- ・地域福祉学習事業（福祉学習プラットフォーム事業）
- ・災害見舞い事業（地震、豪雨、火災等）
- ・地域福祉活動助成（つながりづくり、支え合い活動事業助成）
- 《ボランティア活動育成事業》
 - ・地域ボランティアの育成助成事業
- 《歳末たすけあい事業》
 - ・ひとり親世帯・独居高齢者支援事業
 - ・重度障がい者見舞品配布事業
 - ・障がい福祉作業所（B型事業所）への歳末行事助成事業
 - ・交通遺児見舞金
- 《福祉車両整備助成事業》

(6) 社会福祉法人連絡会との連携

八頭町内の5つの社会福祉法人により設立された「八頭町社会福祉法人連絡会」による、福祉課題の解決に向けた地域づくりへの取組みを推進する。

①協働事業の実施

- ・社会福祉法人連絡会代表者会
- ・専門職育成に向けた高校生ボランティアプログラム
- ・まちの福祉専門職バンク
- ・複合課題に対応する相談連携研修会

3 包括的な相談・支援体制の強化（重点項目）

(1) 福祉相談支援センター「ほっと」の設置

相談窓口としての総合支援体制を行うために、あらゆる相談を一旦受け止めて課題を整理し、専門支援機関につなぐとともに、相談窓口としての機能充実を図る。支援に係る事業を受託し、相談者にとって有効な制度を組み立て、伴走して取り組む。

(2) 重層的支援体制整備事業

日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、住民の生活も変化する中で、様々な支援ニーズが現れてきており、これまでの福祉施策による子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった縦割りの支援体制だけでは、様々なニーズへの対応が困難になっている。町における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、町から委託を受け、多機関協働事業、アウトリーチ事業、参加支援事業に取り組む。

① 多機関協働事業

多機関の連携・協働体制を強化し、複雑化、複合化する生活課題を包括的に受けとめることができる相談体制と専門分野を横断した支援ネットワークの構築を図る。

- ・包括化推進員の配置
- ・重層的支援会議の開催
- ・弁護士相談の開催（月1回）
- ・福司サポートナビの開催

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら支援につながる事が難しい人、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、つながり続ける相談支援を行う。

③ 参加支援事業

狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、社会とのつながりを回復する支援を行う。

- ・ほっと×DOGプロジェクト事業の開催、月2回（国中改善センター）
- ・ほっとファーム事業の実施
- ・とどろきプロジェクト事業の新規立ち上げ

（3）心配ごと相談事業

地域住民からの多様な生活課題を受け止め、解決に向けた相談支援を行うとともに各関係機関や地域とのネットワークを構築し、地域における幅広い協働や連携のもと課題解決に向けた支援体制づくりを行う。

（4）日常生活自立支援事業

県社協と連携を取りながら、高齢者や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう福祉サービスの利用、日常的金銭管理の支援をする。また、日常生活に支障がある方の、福祉サービスの利用に関する相談、助言等の事業を推進する。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等預かりサービス
- ・生活支援員の配置、支援
- ・内部審査会、年12回
- ・内部検査、年2回

（5）生活困窮者等関連事業

相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員をそれぞれ配置し、専門機関・関係機関と連携し、包括的な相談を行う。

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の早期把握や支援を行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げる。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たな社会資源を発掘することに努める。

- ・自立支援計画の作成、評価、再計画作成
- ・各関係機関とのネットワーク強化
- ・推進会議の開催（年1回）
- ・支援調整会議
- ・ケース支援調整会議（随時）
- ・支援調整会議担当者会（1回/2ヶ月）
- ・ひきこもり支援調整会議
- ・要支援児童等支援調整会議

② 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計管理に向けた支援を行うことで、生活の再生に向けた意欲を引き出し、早期に生活が再生されることを支援する。

- ・家計再生プランの作成、評価、再プラン作成
- ・プラン検討会（随時）
- ・各関係機関とのネットワーク強化

③ 被保護者家計改善支援事業

家計に問題を抱える保護世帯からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計管理に向けた支援を行うことで、生活の再建に向けた意欲を引出し、早期に生活が再建されることを支援する。

④ 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者のうち、複合的な課題があり就労することが困難な者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施し、自立を支援する。

⑤ 被保護者就労準備支援事業

被保護者のうち、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者に対し一般就労に向けた準備として、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施し、自立を支援する。

⑥ 被保護者就労支援事業

稼働年齢にある被保護者に対して、就労意欲の醸成及び育成を図り、一般就労に向けた伴走的支援を行う。

⑦ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（共助の基盤づくり事業）

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処等地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。

(6) ひきこもり支援ステーション「めにゆだ」運営事業（新規事業）

ひきこもり状態にある本人や家族などからの相談を受け、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施し、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもりの当事者や家族が孤立せず相談しやすい環境づくりを促進し、支援体制の構築を推進する。

(7) 八頭町フードサポート事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食料等を提供し、生活再建に向けた支援を行うための事業として推進する。

- ・事業協力者の登録
- ・生活困窮者への緊急的な食料支援

(8) えんくるり事業（県内の社会福祉法人が協働実施）

様々な「生活のしづらさ」を抱えながら制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にある方の課題など、地域における福祉課題・生活課題に対応するため、鳥取県社会福祉協議会（基幹）と県内の社会福祉法人が支える仕組みに参画し、困窮相談支援体制の充実を図る。

4 資金貸付事業

社会的基盤の不安定な低所得の方々に、低金利又は無利子での貸付けを行い、自立に向けた取り組みを推進する。

- ①（県）生活福祉資金貸付事業の実施
- ② 緊急小口貸付資金の貸付事業の実施
- ③ 高額医療資金貸付事業
- ④ 特例貸付フォローアップ支援事業（鳥取県社会福祉協議会受託）

相談支援員を配置し、償還に関する相談、償還免除・猶予申請手続きの支援等、自立相談支援と連携して生活再建に向けた支援を行う。

5 施設管理運営及び指定管理施設の運営

- (1) 郡家老人福祉センターの施設管理
- (2) 指定管理施設の運営（令和7年度～令和9年度受託）
 - ① 船岡保健センター
 - ② 八東地域福祉センター
 - ・鍛冶屋温泉
 - ・鍛冶屋温泉運営協議会の開催

6 介護予防・地域支援事業（町受託事業）

(1) 生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、関係者とのネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、地域のニーズに合ったサービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行う。

- ・生活支援コーディネーター2名の配置
- ・生活支援サポーター養成講座の開催
- ・地域の集いの場の開催
- ・合同サロン・地区健康づくりの開催
- ・生活支援ニーズに関する調査
- ・住民主体通所型サービス事業（まちづくり委員会運営）支援
- ・小地域福祉活動推進研修会の開催

(2) 介護予防教室事業（一般介護予防事業）

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、また要介護状態にならないようにするために、体操・運動や認知症や寝たきり予防等の学習・レクリエーション等による健康教室を開催する。

- ・ミニディ（健康体操、レクリエーション、外出等で仲間づくり生きがいづくりを行う。）
- ・いきいき教室（体操・レクリエーション・人との交流を通じて、心の健康による活動意欲向上と心身機能の維持を図るとともに、必要に応じて早期に専門支援へとつなぐ仕組みづくりをする。）
- ・なかよし会（健康体操、レクリエーション、外出等で仲間づくり、生きがいづくりを行い、閉じこもりを予防する。）
- ・健康ウォークリー
- ・介護予防教室事業（地域に出向き、健康体操、脳トレ、レクリエーション等教室を開催。）

(3) 通所型介護予防事業（はつらつ教室）（通所型短期集中サービス事業）

要支援者等（要支援1、2の認定者及び事業対象者）を対象に、要介護状態になることを予防するため、介護予防プログラムを集中的に実施し、地域において生きがいのある自立した日常生活を営むことができるように事業を展開する。

- ・運動機能向上プログラム
- ・口腔機能向上プログラム

(4) 家族介護教室事業（任意事業）

家族の介護に役立つ知識や技術の習得、介護者の介護予防や健康づくり、介護者同士の交流を目的に開催する。

(5) 産前・産後ヘルパー派遣事業

母親の産前・出産後間もない時期に、家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯にヘルパーを派遣し、育児や家事等の支援を行う。

(6) 子育て世帯訪問支援特別事業

多様な家庭環境等に関する支援体制の充実を図るため、要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、ヘルパーを派遣し、子育てに関する情報提供、家事、養育に関する援助を行い、養育環境を整える。

7 介護保険事業の経営安定化と事業展開（重点項目）

安心した在宅生活や自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者のニーズの把握に努め、質の高いサービスの提供に努める。また、近年の介護保険事業収入の不安定な状況に対応し、安定した事業展開が図れるよう組織改編し、介護保険事業の継続的な運営を図る。

(1) 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法における訪問介護・予防訪問介護事業所として、要介護状態にある高齢者・要支援状態（予防）にある高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を送ることができるよう、各個人の要介護度と心身の状況に応じた計画をたてて、身体介護、生活援助のサービスを提供する。4月より、事業所を本所に移転し、関係機関との連携に努め、サービスの向上を図る。また、訪問介護員としての専門的知識向上のため、会議・研修会を定期的実施し、質の高いサービスの提供に努める。

- ① 訪問介護事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- ③ 介護サービス情報の公開
- ④ 虐待防止委員会、感染症対策委員会の設置、運営
- ⑤ 自費サービス事業の実施

(2) 通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス）

介護保険法における通所介護・予防通所介護事業所として、要介護状態にある高齢者・要支援状態（予防）にある高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を送ることができるよう、孤立感の解消や心身機能の維持・向上、家族の介護の負担軽減を目的として、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを提供する。通所介護利用者の状況及び介護保険の動向を踏まえ、令和8年度より3事業所を2事業所に統合し、安定経営に向けた新たな展開を図る。

- ① 通所介護事業（2事業所）
 - ・本所事業所
 - ・八東事業所
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（3事業所）
 - ・本所事業所
 - ・八東事業所
- ③ 介護サービス情報の公開
- ④ 虐待防止委員会、感染症対策委員会の設置、運営
- ⑤ ボランティア・実習生等の受入
- ⑥ 介護システム ICT 運用による業務効率化と質の高いサービスの提供

(3) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき介護支援専門員の適正な人員配置をし、関係機関・事業所との連携・調査を図り、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施する。

- ① 居宅介護支援事業（2事業所）
 - ・本所事業所
 - ・八東事業所
- ② 介護保険事業の受託事業
 - ・訪問調査
 - ・住宅改修
 - ・介護予防サービス計画、総合事業の介護予防ケアマネジメントの作成
- ③ 24時間連絡可能な体制の確保と改定による報酬等の加算体制の強化
- ④ 虐待防止委員会、感染症対策委員会の設置、運営
- ⑤ 介護サービス情報の公開

8 障がい福祉サービス事業の充実

障害者総合支援法制度における居宅介護事業所として、障がいのある方々が自立して日常生活ができるようヘルパーを派遣し、日常生活を支援する。また、自宅での入浴が困難な方に対し、入浴サービスを行う。4月より、事業所を本所に移転し、介護保険訪問介護事業と並行して事業展開を行う。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
 - ・船岡事業所
- ② 重度訪問介護事業の充実
 - ・船岡事業所
- ③ 基準該当サービスの実施（障がい者の入浴サービス）
 - ・八東事業所

9 共同募金委員会への協力

共同募金事業に協力することにより、社会福祉への住民の理解を深め、地域福祉活動の財源を確保するとともに、地域福祉の推進に貢献する。

- ① 共同募金運動
- ② 歳末たすけあい募金運動
- ③ 運営委員会の開催
 - ・令和7年度事業報告・決算、令和9年度事業計画、予算
 - ・推進計画の決定
 - ・募金活動
- ④ 審査委員会の開催
 - ・配分事業の審査、決定
- ⑤ 監査会の開催
 - ・年1回、令和6年度事業報告・決算
- ⑥ 募金活動及び配分の広報・啓発事業の推進

10 諸団体等への活動支援（重点項目）

地域を支える諸団体の育成と支援を行うとともに、福祉関係団体と連携を図り、理解及び協力を得ながら事業を推進することにより、福祉の向上を図る。

- ① 民生児童委員協議会の活動支援
- ② 老人クラブ連合会の活動支援
- ③ 身体障害者福祉協会の活動支援
- ④ 心身障害児（者）保護育成会の活動支援
- ⑤ 遺族会の活動支援
- ⑥ 赤十字奉仕団との連携
- ⑦ 更生保護活動事業との連携
- ⑧ シルバー人材センターとの連携
- ⑨ その他、諸団体等との連携

